第１１章　エコアクション刈谷

第１１章　エコアクション刈谷

１　刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」（平成２３年４月１日改定）

市も一事業者であるという考えのもと、温室効果ガスの排出抑制を含め、刈谷市の事務及び事業における環境負荷を軽減させることを目的に、刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」を定め、推進しています。

職員一人ひとりが自らの行動に責任を持つとともに、各職場での環境配慮行動を日常業務に定着させ、全庁的な推進を図っていきます。期間は平成２３年度から平成２７年度までの５年間です。

【計画で定める具体的配慮事項及び取組み】

計画における具体的取組みを以下に示します。

なお、項目記載上の「◎」印は「温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組み」、「○」印は「温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組み」ということを表しています。

１　財やサービスの購入に当たっての配慮事項

①低公害車・低燃費車の導入（公用車所管課）

◎ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車を率先導入する。

②エネルギー消費効率の高い機器の購入（各課・各職員）

◎ ＯＡ機器、家電製品、照明等の導入・更新時は、極力、省エネルギー型の製品を選択する。

③刈谷市グリーン購入基本方針の遵守（各課・各職員）

○ その他、物品の調達に当たっては、刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する。

２　財やサービスの使用に当たっての配慮事項

（１）省エネルギーに関する取組み

①照明使用の削減（施設所管課・各職員）

◎ 休憩時間・業務時間外においては、必要最小限の部分を除き消灯する。
◎ トイレ、廊下、階段等では自然光を活用する。
◎ ライトアップの箇所・時間の削減を検討する。
◎ ノー残業デーの一層の徹底を図る。

②ＯＡ機器等の適正管理（各職員）

◎ 不使用時は節電・待機モードに切り替える。
◎ 業務時間外の電源ＯＦＦを徹底する。

③ガス機器（給湯器等）の適正管理（各職員）

◎ 給湯温度を低めに設定する。
◎ 使用後は種火を止める。

④職員のエレベーター使用の自粛（各職員）

◎ 傷病時や荷物運搬時を除き、±３階以内のフロア間の移動は階段を利用する。

⑤冷暖房機器の適正利用（各職員）

◎ 冷暖房中の窓・出入口の開放禁止を徹底する。
◎ 会議室に不要な空調が入らないよう、会議室管理を徹底する。
○ クールビズ・ウォームビズを活用する。

⑥公用車の使用抑制（各職員）

◎ 近距離の移動は、徒歩や自転車で行う。
（片道５００メートル以内は、原則公用車を使用しない。）
◎ 可能な範囲で公共交通機関を活用する。

⑦公用車の燃費向上（各職員）

◎ 低公害車や、より小型の車両を優先的に利用する。
◎ エコドライブを励行する。
◎ 不要物を積載しない。
◎ 有料道路走行時はＥＴＣ搭載車両を利用する。

（２）省資源に関する取組み

①紙類の使用量の削減（各職員）

○ 会議資料の簡素化、要約版・概要版の作成、個人持ち資料の削減等を進める。
○ 両面・縮小印刷、裏面利用、ミスコピー防止を徹底する。
○ 職員ポータルサイトや電子メールの活用、会議資料の電子化でペーパーレス化を図る。
○ 封筒の省略や使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

②水道の使用量の削減（施設管理者・各職員）

○ 水漏れ点検の実施や水圧の調整により、水利用の適正化を図る。
○ 使用時に水の流しっぱなしや流し過ぎをしない。

３　建築物の建築・管理等に当たっての配慮事項

（１）施設の設置・管理に関する取組み

①省エネルギーに配慮した施設設計（施設所管課）

◎ 太陽光発電システムの設置など、自然エネルギーの活用を進める。
◎ 省エネルギー型の照明機器（人感センサー、インバーター制御、タイマー制御、ＬＥＤ等高効率照明など）の設置を進める。
◎ 省エネルギー型空調機器（ガス冷暖房、氷蓄熱式空調など）の設置を進める。
◎ コージェネレーションシステムの導入など、エネルギー使用の合理化を進める。
◎ 建物の断熱性の向上を図る。
◎ 改正省エネ法に基づき、公共施設の省エネルギーを計画的に進める。

②水の有効利用（施設所管課）

○ 節水コマ、自動水栓、トイレの流水音発生器など、節水に有効な設備・器具を導入する。
○ 雨水利用や排水の再利用を図る。
○ 雨水の地下浸透を図る。

③緑地面積の確保（施設所管課、施設管理者）

○ 植栽の設置や壁面・屋上緑化により、公共施設の緑化を推進する。
○ 既存緑地の保全を図る。
○ 新設の公共施設については、敷地面積に対し２０％以上の緑被率を確保する。

④冷暖房温度の適正管理（施設管理者）

◎ 冷房は２８℃程度、暖房の場合は２０℃程度に設定する。

（２）その他公共工事に関する取組み

①公共工事の施工における環境負荷軽減（公共工事発注課）

○ 刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する（再掲）。
○ 請負者に廃棄物適正処理の徹底を指示する。

４　その他の事務・事業に当たっての配慮事項

（１）廃棄・再資源化に関する取組み

①ごみの発生抑制（各職員）

○ 事務用物品は可能な限り再利用する。
○ グリーン購入基本方針を遵守する（再掲）。
○ 紙類の使用量を削減する（再掲）。
○ 個人ごみの発生を抑制する（水筒の利用や個人ごみの持ち帰りなど）。

②再資源化の促進（各職員）

○ 廃棄時の分別を徹底する。
○ 使用済み古紙の再資源化を推進する。
○ コピー機やプリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

（２）職員の行動促進に向けたその他の取組み

①職員の環境保全意識の啓発（環境課、施設所管課等）

○ 環境保全に関して、職員への情報提供・研修・啓発を行う。

②エコ通勤の促進（環境課、職員課等）

◎ 公共交通機関、マイカー相乗り、自転車、徒歩等による通勤（エコ通勤）を奨励する。

チャレンジ２５キャンペーン

「チャレンジ２５キャンペーン」は、平成２２年１月に、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス６％」を継承し、よりCO_2削減に向けた運動へと発展、展開されているものです。オフィスや家庭などにおいて実践できるCO_2削減に向けた具体的な行動を「６つのチャレンジ」として提案しており、刈谷市もこの運動に参加しています。

「エコアクション刈谷」取組内容進捗状況調査結果

「エコアクション刈谷」の第４版に基づいた推進内容について、計画平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの１年間における刈谷市役所各課等職員の取組み内容を調査しました。その主な結果は次のとおりです。

(1)　取組内容進捗状況について

市職員全体の達成率は88.9%でした。

90%以上達成できた項目

- 照明の適正管理
- ＯＡ機器等の適正管理
- 冷暖房機器の適正管理
- クールビズ・ウォームビズの活用
- 冷蔵庫等の適正管理
- 職員のエレベーター使用の自粛
- ガス給湯器・コンロ等の適正管理
- 使用済み古紙の再資源化
- ごみのリサイクル

80%以上達成できた項目

- 時間外勤務の計画的実施
- 紙の有効利用
- グリーン購入の推進
- ごみの発生抑制
- 公用車利用の削減
- エコドライブの推進

50%以上達成できた項目

- ノーカーデーの奨励

(2)　温室効果ガスの削減について

温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）は、平成 22 年度において平成 16 年度（基準年度）の排出量 8,716ｔから 5%減を目標としていましたが、約 2%の増加という結果となりました。

人口増加に伴う生活インフラ施設のエネルギー増加、総合文化センターや新庁舎の稼動などが主な要因と考えられます。今後は、省エネ法の趣旨も踏まえながら、ソフト、ハード両面から削減に取り組む必要があります。

	平成 16 年度	平成 22 年度	増	減
			二酸化炭素換算量(kg-CO_2)	比　率
二酸化炭素換算量（ｋｇ－CO_2）	8,716,431	8,901,058	184,627	2.12 %

(3) 省エネルギーの推進のための取組について

・電気及び都市ガスの使用量は、平成22年度において平成16年度比5%減が目標でした。

・エネルギー需要そのものの増加のほか、重油から電気・都市ガスへの転換を進めたこともあり、使用量が増加しております。

	平成16年度	平成22年度	増　減	
項　目	使　用　量	使　用　量	使　用　量	比　率
電　気	1,4041,230 kWh	15,492,555 kWh	1,451,325 kWh	10.3 %
都市ガス	666,070 ㎥	808,254 ㎥	142,184 ㎥	21.3 %

(4) 省資源の推進のための取組内容について

・水及び紙の使用量は、平成22年度において平成16年度比5%減が目標でした。

・水については減少しましたが、紙については1割以上増加しています。

	平成16年度	平成22年度	増　減	
項　目	使　用　量	使　用　量	使　用　量	比　率
水の使用量	325,247 ㎥	299,037 ㎥	▲26,210 ㎥	▲8.1 %
紙の使用	37,986 kg	43,146 kg	5,160 kg	13.6 %

(5) 公用車の適正使用及び低公害車の購入促進のための取組について

・公用車の燃料使用量は、平成22年度において平成16年度比5%減が目標でした。

・公用車台数の削減や、近距離での不使用等により、使用量が減少しています。

	平成16年度	平成22年度	増　減	
項　目	使　用　量	使　用　量	使　用　量	比　率
ガソリン	76,102 ℓ	60,245 ℓ	▲15,857 ℓ	▲20.8 %
軽　油	17,111 ℓ	14,110 ℓ	▲3,001 ℓ	▲17.5 %

・低公害車の導入状況について

	電気自動車	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車 (プラグインを含む)	計
導入台数	0	6	26	32

公用車保有台数（平成22年3月31日現在）　238台

低公害車保有台数（平成22年3月31日現在）　32台

低公害車保有率　13.4%

2　刈谷市グリーン購入

平成 13 年 4 月 1 日「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる「グリーン購入法」が施行されました。

この法律は、環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供等を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。そして、国や独立行政法人等に対しては環境物品等の選択を義務付け、地方公共団体に対しては努力するよう求め、国民、事業者に対しては一般的責務として求めています。情報提供に関しても、国、物品の製造、輸入、販売等する事業者、情報提供団体に対し、義務付け等が求められています。

このような状況をふまえ、刈谷市においても国と同様の責務を担い、環境物品等の調達を推進していきたいと考え、平成 14 年 4 月 1 日に「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づき調達目標やグリーン購入物品表等も策定いたしました。なお、調達目標や物品表などについては、定期的に見直しを行っております。

(1) 刈谷市グリーン購入基本方針　（平成２３年４月１日改定）

私たちを取り巻く社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルや経済活動により環境に多くの負荷を与えており、こうした構造の変革を行政が市民、事業者に率先して取組み、環境負荷削減に努めなければなりません。

このため刈谷市は、その解決策の一つとして、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を積極的に推進し、環境負荷削減に努めるため、刈谷市グリーン購入基本方針を定め実行を図るものとします。

１　基本方針の位置付け

この基本方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」の規定及び「刈谷市職員環境配慮行動計画」に基づき、刈谷市におけるグリーン購入の基本的事項を定めるものとする。

２　調達の基本原則

財やサービスの調達に当たっては、まずその必要性について十分に考えた上で、以下の基本的事項に従い調達を行うものとする。

①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
④長期間の使用ができること。
⑤再利用が可能であること。
⑥リサイクルが可能であること。
⑦再生された素材や再利用された部品を多く利用していること。
⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
⑨調達数量は、必要最小限とすること。

３　調達時の判断基準等

刈谷市におけるグリーン購入の判断基準等は、次のとおりとする。

（１）判断基準

別表１に掲げる対象品目（特定調達品目）については、下記の①または②を満たす物品等を選択する。

① グリーン購入法適合品（グリーン購入法第６条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たす。）である。

② 別表２に掲げる環境ラベル等（エコマークやグリーンマークなど、第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベリング制度の認証を受けたもの）が付されている。

また、対象品目以外の物品等については、「２　調達の基本原則」に示す事項を、より多く満たすものを選択する。

（２）調達目標

調達目標については別表３のとおりとし、目標管理を行う。

（３）基準等の見直し

上記の対象品目、判断基準及び調達目標については、適宜見直しをするものとする。

４　公表

「基本方針」、「対象品目」及び「調達目標」は、公表するものとする。

５　調達実績の把握と報告

各課等は、調達目標にかかる対象品目の調達実績を的確に把握し、環境課から請求があったときは、実績報告をするものとする。

※ グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することです。

（2）対象品目及び調達目標

分野	品目 （うち、目標管理対象）	調達目標等
1．紙類 ※コピー用紙、ティッシュ等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 100%
2．文具類 ※ボールペン、ファイル等	82 品目 (82 品目)	調達総量の 100%
3．オフィス家具 ※いす、机等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
4．ＯＡ機器 ※コピー機、電子計算機等	18 品目 (16 品目)	調達総量の 100%
5．移動電話 ※携帯電話・ＰＨＳ	2 品目 (2 品目)	調達総量の 100%
6．家電製品 ※電気冷蔵庫、電子レンジ等	6 品目 (5 品目)	調達総量の 100%
7．エアコンディショナー等 ※エアコン、ストーブ等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
8．温水器等 ※ガス温水機器、ガス調理機器等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
9．照明 ※蛍光灯、ＬＥＤ照明器具等	5 品目 (5 品目)	調達総量の 50%
10．自動車等 ※自動車、タイヤ等	5 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
11．消火器 ※消火器	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
12．制服･作業服 ※制服、作業服、帽子	3 品目 (3 品目)	調達総量の 75%
13．インテリア・寝装寝具 ※カーテン、ふとん等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
14．作業手袋 ※作業手袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
15．その他繊維製品 ※ブルーシート、旗、のぼり等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 50%
16．設備 ※太陽光発電、燃料電池等	6 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
17．防災用備蓄用品 ※ペットボトル飲料水、乾パン等	6 品目 (6 品目)	調達総量の 100%
18．公共工事 ※エコセメント、間伐材等	66 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
19．役務 ※省エネ診断、印刷、清掃等	15 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。

取り組み対象品目　　１９分野　２５７品目

全体の調達目標　　９８．５％（総量ベース）

（３）判断の参考にする環境ラベル等

環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク	環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク
エコマーク 《財団法人日本環境協会》		再生紙使用マーク 《3R活動推進フォーラム》	R100 古紙パルプ配合率100％再生紙を使用
エコ・ユニフォームマーク 《日本被服工業組合連合会》	環境 エコ・ユニフォーム 日本被服工業組合連合会	自動車の燃費性能の評価及び公表 《国土交通省》	
衛生マットレス・フレーム基準 《全日本ベッド工業会》	衛生マットレス 全日本ベッド工業会 環境と安全に配慮 全日本ベッド工業会	省エネラベリング制度 《経済産業省》	
間伐材マーク 《全国森林組合連合会》		低燃費タイヤ統一マーク 《社団法人日本自動車タイヤ協会》	低燃費タイヤ
牛乳パック再利用マーク 《NPO法人集めて使うリサイクル協会》	R 牛乳パック再利用	低排出ガス車認定 《国土交通省》	★★★ 低排出ガス車 ★ 低排出ガス車
グリーンマーク 《財団法人古紙再生促進センター》	グリーンマーク	バイオマスマーク 《社団法人日本有機資源協会》	バイオマス 登録No.○○○○○○
Gマーク 《社団法人日本オフィス家具協会》		PCグリーンラベル 《一般社団法人パソコン3R推進協会》	3R
国際エネルギースタープログラム 《経済産業省》	ENERGY STAR（新） （旧）	PETボトルリサイクル推奨マーク 《PETボトルリサイクル推進協議会》	PETボトル 再利用品

(4) 刈谷市グリーン購入　調達実績
（平成 22 年度時点の基準による）

平成 22 年度分

分　　類	環境物品等調達率	調　達　総　量	環境物品等調達量
1　紙　　類※			
2　文　具　類	88.4%	32,938	29,121
3　機　器　類	90.9%	3,214	2,922
4　Ｏ　Ａ　機　器	14.3%	7	1
5　家　電　製　品	0.0%	6	0
6　ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ等	―	0	0
7　温　水　器　等	100.0%	14	14
8　照　　明	73.5%	8,442	6,201
9　自　動　車　等	83.3%	6	5
10　消　火　器	70.5%	210	148
11　制服・作業服	67.0%	203	136
12　インテリア・寝装寝具	99.6%	15,062	15,004
13　作業用手袋	26.4%	538	142
14　その他繊維製品	0.0%	14	0
15　設　　備	―	0	0
16　公　共　工　事	100.0%	52	52
17　役　　務	7.1%	14	1

※平成１９年度、古紙偽装があったため、以降、古紙パルプ配合率がグリーン購入の判断基準となっている品目（紙類・文具類等のうちの一定品目）については、目標管理の対象から除外。ただし、取組みとしては、平成２１年７月１日より新基準（総合評価方式）にてコピー用紙のグリーン購入の取組みを再開している。